



ふなばし健やかプラン21
マスコットキャラクター
「すこちゃん」

子ども・若者の自殺対策について

令和7年 8月27日

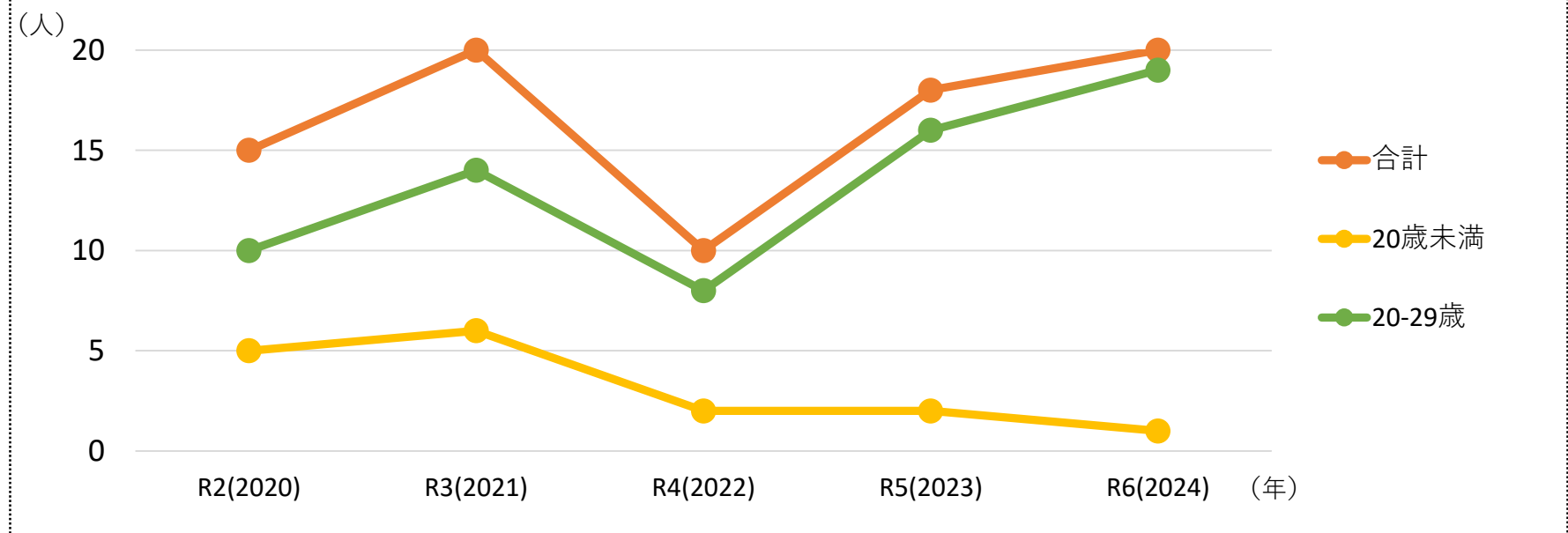
令和7年度第1回ふなばし健やかプラン21推進協議会

船橋市 健康福祉局 健康部 健康政策課

子ども・若者の自殺の現状①（船橋市 自殺者数の推移）

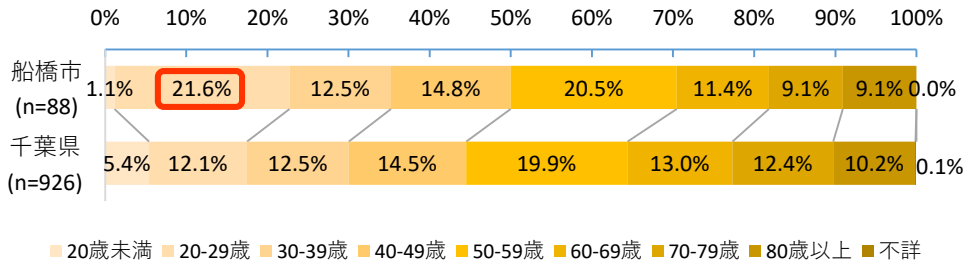
- 20歳未満の船橋市の自殺者数は令和3(2021)年に6人に達した後、令和4(2022)年以降は、2人程度で推移しています。
- 20-29歳の船橋市の自殺者数は増加傾向となっており、令和6(2024)年には19人(男性14人、女性5人)に達し、平成21(2009)年以降、最多となりました。また、令和6(2024)年の20-29歳の自殺者数は千葉県内で船橋市が最も多い人数でした。

年	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025) ※1月～6月
合計(人)	15	20	10	18	20	7
20歳未満(人)	5	6	2	2	1	2
20-29歳(人)	10	14	8	16	19	5

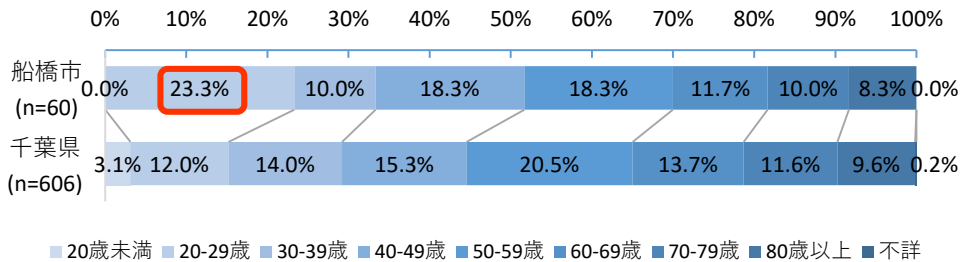


子ども・若者の自殺の現状②(船橋市・千葉県 令和6年 年代別自殺者数)

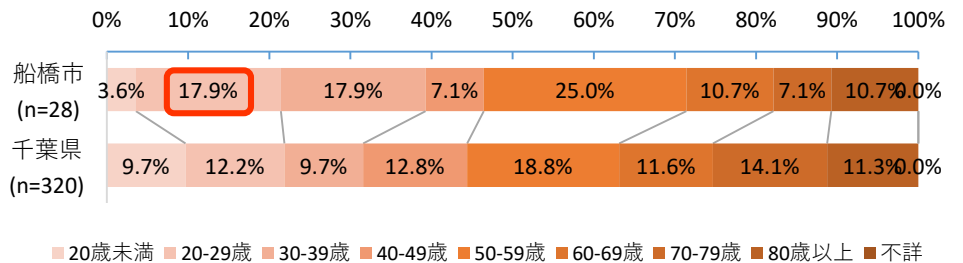
令和6年 年代別自殺者数 全体 (船橋市・千葉県)



令和6年 年代別自殺者数 男性 (船橋市・千葉県)



令和6年 年代別自殺者数 女性 (船橋市・千葉県)



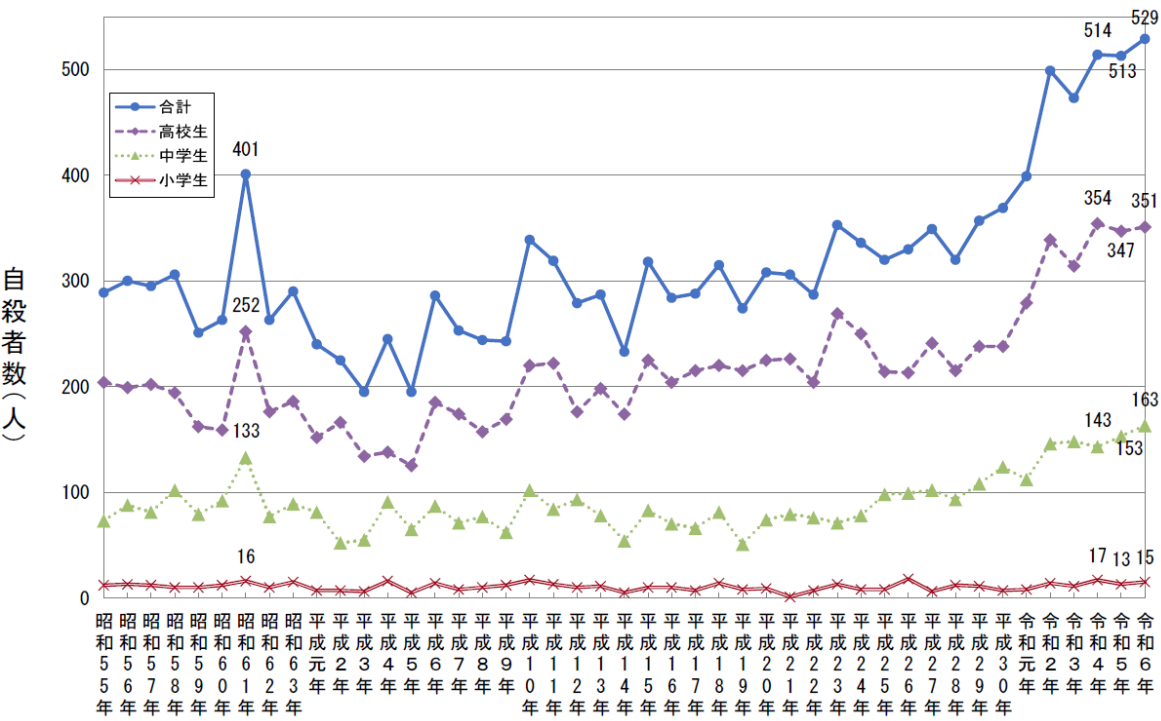
- 船橋市の自殺者のうち、20歳未満は1.1%、20～29歳は21.6%となっております。全年代の中で、20～29歳の割合が最も高くなっています。千葉県と比較し、20歳未満は下回っていますが、20～29歳は上回っています。
- 性別にみると、20～29歳の自殺者数が男性では23.3%、女性では17.9%を占めており、どちらも千葉県を上回っています。

子ども・若者の自殺防止に向けた取組をより一層強化していく必要があります。

子ども・若者の自殺の現状③(全国・千葉県 小中高生の自殺者数)

- 小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年では529人と、統計のある昭和55(1980)年以降で最多となっています。
- 令和6(2024)年の千葉県の小中高生の自殺者数は、26人となっています。

小中高生別自殺者数の年次推移



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

令和6年 千葉県 小中高生別、性別の自殺者数

(人)						
合計	小学生		中学生		高校生	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
26	*	*	3	4	7	12

* 各欄の数値が2人以下の場合、該当部分の数値を非公表としている。

都道府県別、小中高生別、性別の自殺者数の公表は令和6年から開始。

自殺対策基本法の一部改正のポイント

基本理念に「こどもの自殺対策」を社会全体で取り組むことを明記

具体的な取組を進めるために・・・

学校

- ・「こどもの自殺防止」の責務を明記。(第5条)
- ・自殺防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断や保健指導等の措置、精神保健の知識の向上に努めることを規定。(第17条第3項)

地方公共団体【協議会】

- ・こどもの自殺対策や自殺未遂者等への適切かつ継続的な支援等を実施するため、地方公共団体は、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署、民間団体等などの関係者をもって構成する協議会を置くことができることとし、こどもの自殺防止について情報交換や必要な支援措置の協議を行うこととする旨を規定。(守秘義務・罰則規定有)(第4章)

(参考) 千葉県・千葉市・柏市の動向

具体的な検討は未。国の詳細な説明、他自治体の動向も鑑み、設置を検討する意向。

こども家庭庁

- ・こどもに係る自殺対策を、こども家庭庁の所掌事務に規定。

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、**529人で過去最多**となった(平成30年以降、**約43%増**・最も数が少なかった平成5年と比べ**約2.7倍**)。**10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである**。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体が、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)